

郵送による申請に必要な書類

下記の1～4を送付してください ※5～7は必要な場合に限りです

1. 税関係証明書交付申請書		お手持ちの用紙や便せんに必要な事項を記入したものでも結構です		
2. 本人確認書類の写し ※裏書がある場合は、その面の写し も必要（マイナンバーカードは住所 が記載されている表面のみ）		以下のいずれかの書類（顔写真付きでないものは2点以上必要） ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 在留カード など		
		☐ 現住所の記載があること		
		☐ 有効期限の定めのあるものは、有効期限内であること		
3. 手数料【 円】 ※郵便局で <u>定額小為替</u> をお求めくだ さい ※指定受取人欄は記載不要です ※定額小為替以外はお取扱いきま せん		種類	手数料	注意事項
		☐ 所得などの証明	350円	年度、個人ごと
		☐ 納税証明	350円	年度、税目、納税義務者ごと
		☐ 固定資産証明	350円	年度、土地、家屋、償却資産、所有 者ごと ※共有名義は別所有者
4. 返信用封筒		・切手を貼付し、申請者住所・氏名を記入してください ・個人情報保護のため、返信先は申請者に限ります。ただし、委 任状により申請する場合は、委任者への送付も可能です ・お急ぎの場合は、速達料金分を含めた切手を貼付ください		
必要 な 場 合 の み 添 付	5. 相続関係が確認できる書類 の写し	・申請者との相続関係が分かる戸籍謄本などの写し ・税務課に届出済の相続人代表者が申請する場合は不要です		
	6. 住所の履歴が確認できる書 類の写し	上越市から転出後、さらに引っ越している場合は、住所の履歴が 確認できる書類（住民票・マイナンバーカード等）の写しが必要 です（例：上越市→新潟市①→新潟市②）		
	7. 本人が申請できない場合	上越市外にお住まいの方で、「同一世帯の親族」の証明書を申請 する場合は、同一世帯と分かる書類（住民票）または必要な方の本 人確認書類（現住所が確認できること）の写しが必要です		
≪注意事項≫ ・書類に不備がある場合、連絡することがあります。必ず電話番号をお書きください ・郵送申請は、日数に余裕をもって申請してください				

≪所得・課税証明について、よくある質問≫

年度と所得の関係	令和8年度の証明→令和7年中（1/1～12/31）の所得内容を記載 令和7年度の証明→令和6年中（1/1～12/31）の所得内容を記載
申請先	毎年1月1日現在の住所地の市町村で発行します 令和8年度の証明→令和8年1月1日にお住まいの市町村
新年度分の交付可能日	5月中旬から発行できる人 特別徴収（給与天引により市・県民税を納付）のみの方 6月中旬から発行できる人 上記以外の方
申請先の例外	住民登録地と異なる市町村（居住地）で課税されている場合は住所地の 市町村では証明発行できません。居住地の住民税担当課へお問い合わせ ください

≪郵送先≫ 〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市役所 税務課 証明担当